

周南市避難行動要支援者個別避難計画 作成の手引き（自主防災組織用）

目次

- | | |
|--------------------|-------|
| 【1】個別避難計画とは | P 1 |
| 【2】計画作成対象者 | P 1 |
| 【3】計画作成の流れ | P 2 |
| 【4】計画作成の詳細 | P 2 |
| 【5】計画の様式と記入する際の留意点 | P 3～5 |
| 【6】個人情報の取扱いについて | P 6 |
| 【7】よくあるご質問（Q & A） | P 7 |

【1】個別避難計画とは

- 個別避難計画とは、高齢者や障害のある人等の自ら避難することが困難な避難行動要支援者ごとに作成する避難支援のための計画です。
- 市町村が、地域の自主防災組織や民生委員・児童委員、医療・保健・福祉の専門職等の関係者と協力して作成することとされています。

Q なぜ「個別避難計画」の取組を進める必要があるの？

頻発化する大規模災害において高齢者や障害のある人等の避難行動要支援者に被害が集中していることから、国において令和3年5月に法律が改正され、個別避難計画の作成が法律に位置付けられました。

【2】計画作成対象者

- 個別避難計画は、避難行動要支援者名簿に掲載されている人が対象となります。
 - 避難行動要支援者名簿とは、要介護認定を受けている人や身体障害者手帳を所持する在宅者等のうち、個人情報提供について同意を得られた人の名簿を市で作成し、地域の避難支援者等関係者に提供しているものです。名簿は年度毎に更新し未回答者へは毎年意向調査を行います。
- ※避難支援等関係者とは自主防災組織、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、消防機関、警察のことを言います。

Q 名簿の対象者は？

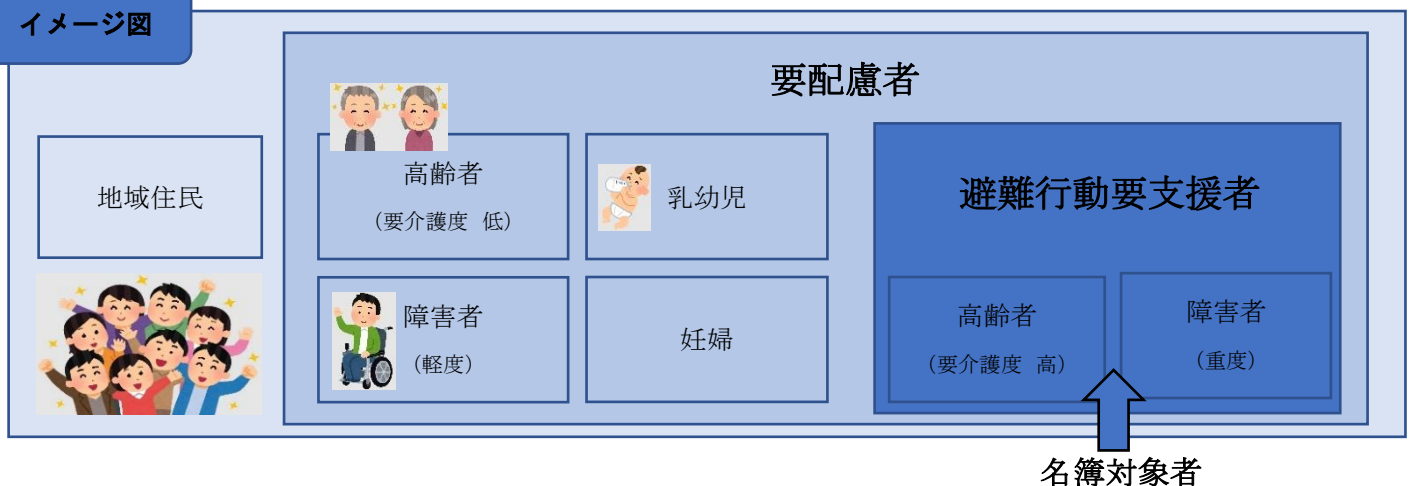
- ① 要介護認定3～5を受けている人
- ② 身体障害者手帳1・2級を所持しており第1種の方（心臓・腎臓機能障害のみで該当する方を除く）
- ③ 療育手帳Aを所持している方
- ④ 精神障害者保健福祉手帳1級を所持している方
- ⑤ 難病医療助成制度の対象疾病の認定を受けている方

上記に該当し、世帯内に避難支援ができる同居家族等がない方が対象となります。

※障害（身体・知的・精神）のない75歳未満の同居者は、避難支援が可能な同居家族とみなしています。

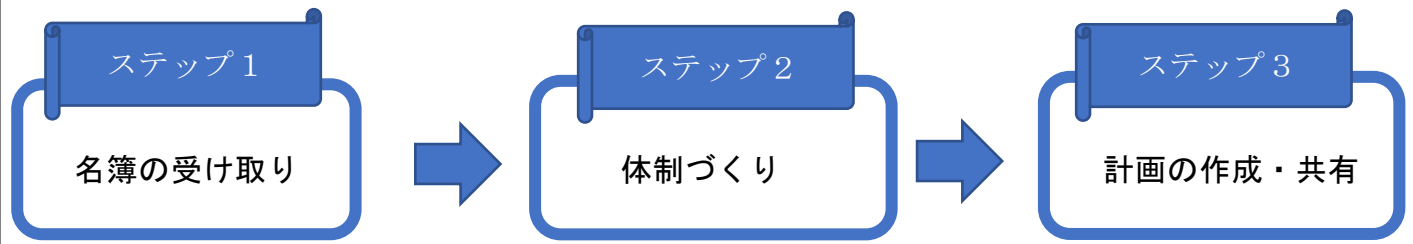
※高齢者施設に入居中や病院に入院などしており、自宅に戻る見通しが無い場合は、避難行動支援の対象外です

イメージ図



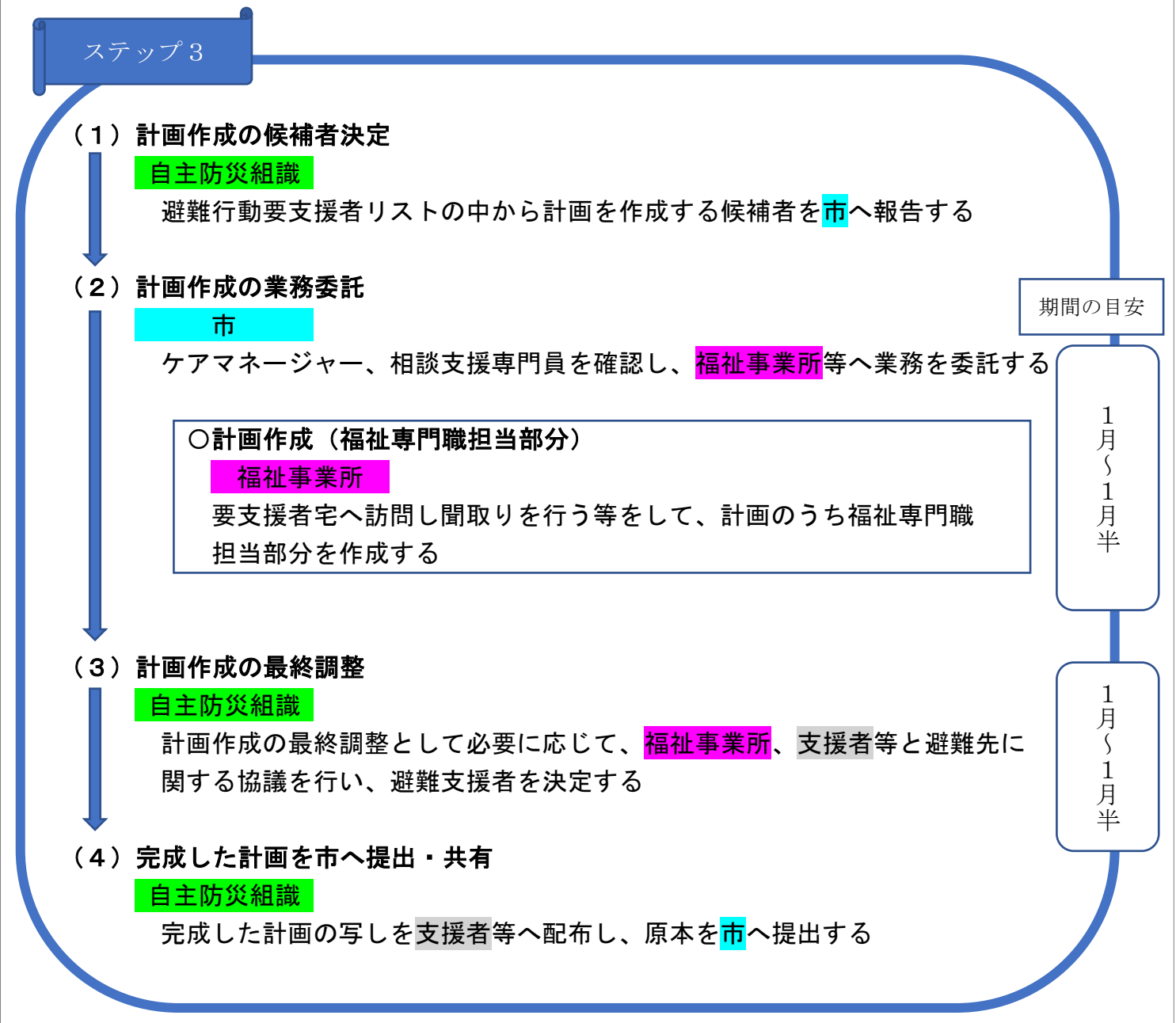
【3】計画作成の流れ

- まずは自主防災組織が市から避難行動要支援者名簿を受領します。
- 自主防災組織内でどのように、またどういった機関と連携して計画作成を進めていくかなどの体制づくりを行います。
- 自主防災組織は、計画作成対象者を決定し計画を作成します。



【4】計画作成の詳細

ステップ3 計画作成・共有の詳細は以下のとおり



【5】計画の様式と記入する際の留意点

表

様式第3号

取扱注意

避難行動要支援者個別避難計画

作成日 年 月 日
 更新日 年 月 日
 更新日 年 月 日
 更新日 年 月 日

【1】避難前の状況確認

①住所	周南市〇〇町〇番〇号							
②自主防災組織名	〇〇地区自主防災組織		⑦自治会名	〇〇自治会				
ふりがな	しゅうなん たろう		⑧性別	男・女	⑨年齢	〇〇 歳		
③氏名	周南 太郎		⑩生年月日	T・S)H・R	〇〇年 〇月 〇日			
			⑪要介護度・障害者手帳等	要介護4、身体障害者手帳3級				
④家族構成	<input checked="" type="checkbox"/> 単身 <input type="checkbox"/> 同居家族あり		⑫備考	妻は〇〇施設入所中				
⑤本人連絡先	0834-22-〇〇〇〇					優先順位	1	
⑥緊急連絡先 (家族等)	氏名	周南 小太郎	続柄	長男	連絡先	090-〇〇〇〇-〇〇〇〇	優先順位	3
	氏名	山下 五郎	続柄	義理兄	連絡先	0834-〇〇-〇〇〇〇	優先順位	2

【2】災害リスク等の確認

①住まい状況	<input checked="" type="checkbox"/> 戸建住宅(<input checked="" type="checkbox"/> 平屋 2階建て 木造)		<input type="checkbox"/> 集合住宅(階建ての 階 造)				
	<p>間取り及び生活行動</p> <p>週に6回(月~土)訪問看護、週に3回(月、水、金)訪問看護のサービスを受けている。 寝る時以外はLDKで過ごすことが多い。</p>						
②災害想定	<input type="checkbox"/> 土砂災害特別警戒区域		<input checked="" type="checkbox"/> 土砂災害警戒区域				
	<input type="checkbox"/> 津波浸水想定区域(浸水深 m未満)		<input type="checkbox"/> 高潮浸水想定区域(浸水深 m未満)				
<input checked="" type="checkbox"/> 洪水浸水想定区域(計画規模浸水深 0.3 m未満) (想定最大規模浸水深 3 m未満)		<input type="checkbox"/> その他					
<input checked="" type="checkbox"/> 過去の災害		平成〇〇年頃床下浸水あり。					
③地域の方 (避難支援者)	氏名	〇〇 〇〇	〇〇 〇〇	〇〇 〇〇			
	住所	周南市〇〇町〇番〇号	周南市〇〇町〇番〇号	周南市〇〇町〇番 101			
	電話	0834-〇〇-〇〇〇〇	080-〇〇〇〇-〇〇〇〇	090-〇〇〇〇-〇〇〇〇			
④民生・児童委員等	⑤ケアマネジャー又は相談支援専門員		⑥通常利用している施設		⑦かかりつけ医療機関		
地区	〇〇	事業所名	〇〇介護支援事業所	施設名	〇〇訪問介護事業所	病院名	〇〇医院
氏名	〇〇 〇〇	氏名	〇〇 〇〇	担当者	〇〇 〇〇	主治医	〇〇 〇〇
電話	0834-〇〇-〇〇〇〇	電話	0834-〇〇-〇〇〇〇	電話	0834-〇〇-〇〇〇〇	電話	0834-〇〇-〇〇〇〇
地区		事業所名		施設名	〇〇訪問看護ステーション	病院名	〇〇整形外科
氏名		氏名		担当者	〇〇 〇〇	主治医	〇〇 〇〇
電話		電話		電話	0834-〇〇-〇〇〇〇	電話	0834-〇〇-〇〇〇〇

※避難支援者はあくまでもボランティア精神に基づき支援するものであり、法的な責任や義務を負うものではありません

【3】心身状態等

①主たる疾患名	肺がん、脳梗塞後遺症、右半身麻痺		
②特別な医療	<input checked="" type="checkbox"/> 点滴の管理	<input type="checkbox"/> 中心静脈栄養	<input checked="" type="checkbox"/> じょくそうの処置
	<input type="checkbox"/> ストーマ・カテーテルの管理	<input type="checkbox"/> 疼痛の管理	<input type="checkbox"/> 経管栄養
③電源使用の医療機器関係	<input type="checkbox"/> レスピレーター（人工呼吸器）	<input type="checkbox"/> 吸引器	
	<input checked="" type="checkbox"/> 酸素療法（器機連絡先 ○○○○株式会社 0834-○○-○○○○）	<input type="checkbox"/> 自家発電が可能	<input checked="" type="checkbox"/> バッテリーの備蓄
④内服・衛生用品	<input checked="" type="checkbox"/> 欠かせない医薬品や衛生用品がある ○○○○		
⑤心身の状態	<input type="checkbox"/> 座ることができない	<input checked="" type="checkbox"/> 立つことや歩行ができない	
	<input type="checkbox"/> 物が見えない（見えにくい）	<input type="checkbox"/> 音が聞こえない（聞き取りにくい）	
⑥避難の方法	<input type="checkbox"/> 自力で（徒歩・車）	<input type="checkbox"/> ストレッチャー介助・担架を使用	
	<input type="checkbox"/> 手引き誘導（徒歩・車）	<input checked="" type="checkbox"/> 車いす介助（所有：有・無）	
	<input type="checkbox"/> その他		

【4】行動計画

①移動可能先候補	<input checked="" type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 市の指定避難所 <input checked="" type="checkbox"/> 福祉避難所 <input type="checkbox"/> 福祉施設 <input type="checkbox"/> 病院 <input checked="" type="checkbox"/> その他（親族・知人宅など）		
②望ましい避難先	日中	避難先：第1候補	義理兄宅
		避難先：第2候補	自宅
		避難先：第3候補	
	夜間	避難先：第1候補	義理兄宅
		避難先：第2候補	自宅
		避難先：第3候補	
③地域の人に協力してほしいこと	義理兄が支援をしてくれているが、避難所へ移動が必要となった際、人手がないため、協力してほしい。		
④避難時の注意事項等	高齢者等避難以上が発令されたタイミングで、まずは、本人へ連絡し、避難の意思を確認。 次に義理兄へ連絡し、動ける避難支援者と連携し義理兄宅へ移送。 移送の際、車椅子がのる車が必要。 自宅の西側に川があるため、川沿いの道は避難時使用しないよう注意。		

【5】同意確認

令和○年 ○月 ○日			
上記の記載内容について確認の上、災害時の避難支援のために、避難支援等関係者（自主防災組織、消防団、民生委員・児童委員、避難支援協力者、介護・福祉関係者等）に対して、事前に情報提供することに同意します。			
本人署名	周南 太郎		
※代筆の場合	氏名	住所	
	本人との関係	連絡先	

記入箇所の役割分担

ブルー 市役所が記入

ピンク 福祉事業所が記入

グリーン 自主防災組織が記入

イエロー 自主防災組織が福祉事業所等の助言を踏まえ記入

留意点

〔1〕避難前の状況確認

避難が必要となった際、本人と連絡をとり在宅の有無の確認等をするための項目

⑥優先順位

- ・極端に判断能力を欠く人や、難聴等の理由で電話の会話が難しい人などは、本人以外の方が優先順位1となることも考えられる。

⑫備考

- ・施設入所している同居の家族や、同居している知人がいる等の事項を記入する。

〔2〕災害リスク等の確認

本人宅の災害リスクを踏まえ、本人の避難意思の確認等を行い、必要に応じて避難支援者等へ連絡をするための項目

①住まい状況

- ・原則、家の間取りを記載することとしているが、間取りが広く把握が困難な場合は、通常使用している部屋など、わかる範囲で作成する。浸水想定区域に該当し、2階建て以上の建物の場合は、垂直避難が可能な部屋があるかなどを記載する。
- ・デイサービスや通院など、定期的な外出がある場合は記載する。

②災害想定（過去の災害）

- ・過去の災害について、地域で知っていることなどを記載する。

③地域の方

- ・避難支援者として協力してもらえる人を記載する。ただし、個人が難しい場合は、自主防災組織、自治会など団体名でも可能とする。

〔3〕心身状態等

本人の心身状態等を把握するための項目

②～⑥

- ・基本的には列挙された項目にチェックを入れるが、列挙されていない特別なものについては、その他にチェックを入れ記載する。

〔4〕行動計画

避難が必要となった際の避難先や避難時の注意事項を確認するための項目

④避難時の注意事項等

- ・自主防災組織を中心に福祉事業所等の助言を受け、話し合いで決定したことを自由記載する。
- ・声掛けのタイミングや避難方法、ルート等、避難をする際にポイントになると考えられる事項を記載する。

〔5〕同意確認

自主防災組織は、個別避難計画が完成した後、本人に内容を説明した上で同意の署名を依頼する。

【6】個人情報の取扱いについて

- 市から提供した避難行動要支援者名簿や個別避難計画などは、非常に大切な個人情報です。支援に関係のない人に情報がもれることのないよう、管理には十分な注意をお願いします。

- 個人情報の取扱いについてルールを決めて管理しましょう。
 - ルールに入れておきたい項目は以下のとおりです。
 - ① 個人情報管理責任者や、適切な場所（施錠可能な保管庫等）での保管について
個人情報管理責任者・・・自主防災組織会長など
 - ② 取得する個人情報の範囲について
避難行動要支援者個別避難計画を作成するために必要な内容等
 - ③ 個人情報を共有する範囲について
自主防災組織、民生委員児童委員協議会、社会福祉協議会、福祉事業所（業務委託による）、その他避難支援等の実施に携わる支援者等
 - ④ 利用目的について
避難支援体制づくりや災害時の避難誘導のため など

- 個人情報を取得するときは、使用目的を本人に伝えましょう。
 - 使用目的をきちんと相手にお伝えすることにより、安心して情報を提供してもらえることにつながります。

- 事前に本人の同意が得られた範囲内で情報を共有するようにしましょう。
 - 情報共有する内容について、同意を得ておきましょう。
 - どういった内容を支援者等と情報共有するのか、あらまじめ伝え、同意を得ておきましょう。

【7】よくあるご質問（Q&A）

Q 1. 避難行動要支援者名簿とはどのようなものですか。

A. 「避難行動要支援者名簿」とは、災害対策基本法に基づき、大地震などの災害時に自力で避難することが難しい避難行動要支援者をあらかじめ登録しておく名簿です。

平成25年の災害対策基本法の改正において、この名簿の作成が市町村に義務づけされると共に、要支援者本人や家族の同意を得た上で、平常時から避難支援関係者である警察・消防・民生委員・自主防災組織等に名簿の情報を提供することができるようになりました。また、名簿情報は、災害時の避難支援や、安否確認等に活用することができます。

Q 2. 避難行動要支援者名簿と個別避難計画の関係性を教えてください。

A. 個別避難計画は、名簿に記載された方を対象者として、避難支援をより実効性のあるものとするため、具体的な避難支援の内容や方法を平常時から話し合い、記録しておくものです。

Q 3. 避難支援者になると必ず支援しなければならないのですか。

A. 避難支援者自身が被災するなど、状況によっては支援ができないことも想定されます。

この支援制度は、地域の「共助」の精神を基に成り立っているものです。あくまで避難支援者自身やそのご家族の身の回りの安全を確保した上で、その時にできる範囲で行う支援であり、名簿の登録や個別避難計画の作成によって、必ずしも災害時の支援が保証されるものではありません。

支援を受ける方、支援する方の双方が了解の上、個別避難計画を立てていく必要があります。

Q 4. 災害時には必ず避難所等へ避難しないといけないのですか。

A. 大規模な自然災害などが発生した際に倒壊や浸水、土砂崩れ等の危険のない安全が確保されている住宅であれば、在宅での避難でも問題ありません。

Q 5. 「避難支援」はどの程度まで行わなければならないのですか。

A. 避難支援は、まず要支援者やその家族に連絡し、安否確認や情報伝達をしてください。

併せて、可能な範囲において、要支援者と一緒に避難していただきたいと考えております。

Q 6. 個別避難計画の作成について、全ての項目を記入しないといけないのでしょうか。

A. できる限り全ての項目を記入していただくことが望ましいですが、避難支援者や避難先等、関係者で検討をしても記入が難しい場合は、未記入でも結構です。一部が未記入であったとしても災害時に活用できる情報があるというだけでも重要なことと考えております。なお、未記入の部分について記入が可能となった場合は、その都度修正をお願いいたします。

Q 7. 個別避難計画の更新はいつ行うことになりますか。

A. 個別避難計画作成後に、支援者等に変更があった場合は、防災危機管理課へご連絡ください。